

板橋区建築確認申請等事前審査制度実施要領

(令和元年11月7日 都市整備部長決定)

(目的)

第1条 本要領は、建築基準法（以下「法」という。）第18条の3の規定により定められた平成19年国土交通省告示第835号「確認審査等に関する指針等」に基づく確認審査等を円滑に運用するために実施する建築確認申請等事前審査（以下「事前審査」という。）について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本要領は、板橋区建築主事（以下「建築主事」という。）に対して法第6条第1項に定める確認を申請し、又は法第18条第2項に定める計画通知を行う予定の建築物（延べ面積が1万㎡を超える建築物を除く。）のうち、建築主が希望するものについて適用する。

(事前審査の手続き等)

第3条 事前審査を受けようとする者は、必要な関連規制の事前協議を終えた後、別に定める「建築確認申請等事前審査願書」（以下「願書」という。）に法施行規則第1条の3に規定する図書及び書類（正本1通及び副本1通とする。）を添えて、建築主事に提出するものとする。

(設計者の義務)

第4条 設計者は、法第6条第1項に定める建築基準関係規定に適合するよう建築物を設計し、図面を作成しなければならない。

2 設計者は、意匠、構造及び設備（省エネ適合性判定を含む。）に関する全ての図書の整合を確認した上で、法施行規則第1条の3に規定する図書及び書類（正本1通及び副本1通とする。）を建築主事に提出しなければならない。

(事前審査の内容等)

第5条 建築主事は、意匠、構造及び設備（省エネ適合性判定を含む。）に関する事項について、建築基準関係規定に適合するかどうかを審査する。ただし、構造計算適合性判定及び消防長等の同意に係る部分の審査は行わないものとする。

(事前審査の結果の通知)

第6条 建築主事は、前条の審査の結果、建築基準関係規定に適合することを認めるときはその旨を、建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときはその旨及びその理由を記載した「建築確認申請等事前審査結果通知書」（以下「通知書」という。）を建築主に通知する。

(事前審査の目標審査期間)

第7条 建築主事は、法第6条第1項第一号から第三号までに係るものは願書受付後21日以内を目標に、同項第四号に係るものは願書受付後7日以内を目標に、前条による通知書を通ずるよう努めるものとする。

(図書の訂正等)

第8条 建築主事は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は提出された図書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できないときは、図書の訂正又は追加説明(以下「訂正等」という。)を求めるものとする。

(事前審査の終了)

第9条 建築主事は、建築基準関係規定に適合することを認めたととき、又は前条により求めた訂正等が終了したことを認めたとときは、事前審査を終了する。

2 提出された図書及び書類の記載事項に、著しく不整合が認められた場合、又は建築主若しくは設計者の都合による計画変更があった場合には、前項にかかわらず事前審査を途中で終了し、その旨を建築主又は設計者に通知するものとする。

(確認申請等の提出)

第10条 建築基準関係規定に適合するものとして事前審査を終了したものは、建築主は申請手数料を納付し、法第6条第1項に定める確認申請書又は法第18条第2項に定める計画通知書を建築主事に提出するものとする。

2 事前審査で提出した書類は、事前審査終了後、確認申請又は計画通知時の申請図書の一部として扱うこととする。

付 則

1 この要領は、令和2年1月1日から施行する。

(見直し)

2 都市整備部長は、この要領の施行の日から1年を経過した場合において、必要があると認めるときは、この要領の施行の状況について見直しの検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。